

浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会規約第11条の規定に基づき、浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会（以下「委員会」という。）の事務局について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 委員会の資料作成に関すること。
- (3) 委員会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、浜松市産業部農林水産政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、浜松市産業部農林水産政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他委員会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、簡易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、浜松市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 委員会の公印の種類は、浜松市農林水産物・食品輸出委員会委員長印とする。

2 委員会の公印の保管、取扱い等については、浜松市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、委員会の本部会の承認を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月26日から施行する。